

小規模企業者・中小企業者を応援します

尾張旭市

小規模企業等 補助金制度



申請期限

令和4年1月31日(月)

予算の範囲内での交付のため、
期限内でも受け付けを終了する
ことがあります。

対象者	次の要件を全て満たすかた ●小規模企業者・中小企業者である●市内に事業所を有し、当該事業所で事業を行っている●市税の滞納がない
対象経費	次の事業を実施するためにかかる費用(消費税および地方消費税は除く) ①人材育成(従業員が受講する能力開発・資格取得の研修受講料など) ②雇用確保(合同企業説明会などの出展料、就職情報誌への記事掲載料など) ③販路拡大(展示会などの出展料、事業に関するホームページの開設・改修費用、事業を広告するための看板の作成・設置費用など) ④安全対策(事業所内の建築物や敷地に防犯カメラを設置するための費用など) ⑤新型コロナウイルス感染症予防(マスク、消毒液、二酸化炭素濃度計、検温器、サーモカメラなど感染症予防に関する費用)
補助金額	①～④/対象経費の2分の1に相当する額(1事業所につき年度当たり5万円まで) ⑤/対象経費の全額(①～④と別枠で1事業所につき年度当たり5万円まで)
申請方法	事業完了後、速やかに下記書類を直接 (土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分) ●申請書(ホームページからダウンロード可) ●事業が完了したことが確認できる書類 ●対象経費の支払いを証明する書類(領収書など)の写し ●防犯カメラの適正運用に関する宣誓書(安全対策区分での申請時のみ)



申請・問い合わせ先/市役所産業課商工振興係 ☎76-8132



このシールが
目印です!

尾張旭市

商工会特産推奨品制度



4月1日から令和5年3月31日までの2年間を認定期間とする尾張旭市商工会特産推奨品が決定しました。尾張旭市商工会が主催で、市の産業・観光事業の育成を目的としてつくられました。手土産や日常生活など、さまざまな場面でご利用ください。

区分	商品
紅茶を活用したもの	洋菓子、紅茶、あめ
健康のまちづくりに資するもの	ヤーコンなど
地元事業者が企画製造、販売まで一貫して手掛けているもの	佃煮、煮豚、おこしものなど
本市の歴史、文化、郷土の風俗、偉人、昔話、あさびーなどにちなんだもの	クッキー、小物入れ
陶磁器などの地場産業で製造されたもの	コースター
生活用品で地元事業者が企画製造、販売まで一貫して手掛けているもの	吸臭剤など
いちじくなど本市で認知された農産物を活用したもの	和洋菓子、ジャムなど

商品の一覧は、尾張旭市商工会ホームページ(上記二次元コードからアクセス)
掲載のパンフレットをご覧ください。

問い合わせ先/市商工会 ☎53-7111

